

土地売買契約の解除に関する合意書

花王株式会社と春日井市とは、平成30年10月1日付け土地売買変更契約書、令和元年8月22日付け土地売買変更仮契約書及び令和元年10月24日付け土地売買変更仮契約書によって変更した平成30年2月22日付け土地売買仮契約書（以下「本件契約書」という。）並びに平成30年3月13日付け春日井市議会による議決及び同議決が得られた旨の通知により締結された土地売買本契約（以下「本件本契約」という。）につき、次の条項により双方の合意により解除する。

（総則）

- 第1条 花王株式会社及び春日井市は、本日、本件本契約を合意により解除する。
- 2 本件本契約の清算等は原則として本件契約書の解除及び買戻しに関する規定に従うものとし、具体的には次条以下に定めるところによる。
- 3 この合意書中の用語は、この合意書で別途規定のない限り、本件契約書の用語と同義とする。
- 4 春日井市及び花王株式会社は、本件本契約の合意解除に関し、この合意書に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。

（返還金相当額）

- 第2条 本件契約書第19条第3項及び第24条第1項に規定する春日井市が花王株式会社に支払うべき返還金は、金2,973,542,037円とする。

（違約金）

- 第3条 本件契約書第21条第1項第1号に規定する花王株式会社が春日井市に支払うべき違約金は、金982,998,611円とする。

（使用料相当額）

- 第4条 本件契約書第22条第1項の規定にかかわらず、使用料相当額は、令和6年7月分までとし、その額は、金329,295,904円とする。

（土地の引渡し）

- 第5条 花王株式会社は、春日井市に対し、令和6年9月30日までに春日井市の立会いの下、末尾に表示する土地（以下「この土地」という。）を引き渡すものとする。
- 2 この土地は、現状有姿によって引き渡すものとし、本件契約書第20条第1項の規定による引渡しの際の状態に回復することを必要としない。
- 3 本件契約書第31条に規定する現存工作物について、花王株式会社は撤去の責任を負わない。

- 4 花王株式会社が、本件契約書第9条の規定により引き渡されたときから、第1項により引き渡すときまでにこの土地に設置した物件は、春日井市に無償譲渡するものとする。ただし、第1項のこの土地の引渡しの際に春日井市が不要と認めた物件は、第2項及び前項にかかわらず、花王株式会社が撤去するものとする。
- 5 花王株式会社は、この土地に質権、抵当権又は先取特権が設定されており、又は存するときは、引渡しの際までに当該権利を消滅させるものとする。なお、当該権利が登記されているときは、権利消滅後直ちに当該登記を抹消させるものとする。
- 6 第4項の物件の撤去に要する費用及び前項の権利の消滅に要する費用は、花王株式会社の負担とする。
- 7 この土地に、第6条第1項に規定する所有権移転登記の抹消登記が完了されるまでにおいて、第5項に規定する権利以外の権利が設定されているときは、当該抹消登記完了の前後にかかわらず、花王株式会社は当該権利の消滅（当該権利の登記の抹消を含む。）に協力するものとする。

（登記関係書類等の提出）

第6条 花王株式会社は、春日井市の求めに応じ、この土地の本件本契約に基づく所有権移転登記の抹消登記の嘱託をするために必要な関係書類、その他春日井市が必要と認めて提出を求めた書類を春日井市に提出するものとする。

- 2 前項の嘱託に要する費用は、花王株式会社の負担とする。

（金額の相殺）

第7条 春日井市と花王株式会社は、本件契約書第24条第3項の規定により、第3条及び第4条により花王株式会社が春日井市に支払うべき金額と、第2条により春日井市が花王株式会社に支払うべき金額を相殺するものとする。

- 2 前項により、春日井市が花王株式会社に支払うべき金額は、金1,661,247,522円とする。

（支払い）

第8条 花王株式会社は、第5条第1項の規定により春日井市にこの土地を引き渡し、かつ、この土地の本件本契約に基づく所有権移転登記の抹消登記が完了したときに、前条の金額を春日井市に請求できるものとし、春日井市は適法な請求書を受領した日から30日以内に請求に係る金額を、花王株式会社が発行する請求書に記載する金融機関口座への振込みにより、花王株式会社に支払うものとする。

- 2 前項の振込みに要する費用は、花王株式会社の負担とする。
- 3 春日井市は、第1項の支払いを遅延したときは、遅延が発生した時点における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定に基づいて、財務大臣が決定する率で計算した遅延利息を花王株式会

社に支払わなければならない。

(負担の帰属)

第9条 この合意書に貼付する収入印紙に要する費用は、花王株式会社の負担とする。

2 この土地の公租公課は、本件本契約に基づく所有権移転登記の抹消登記の完了後であっても花王株式会社を義務者として課されるものは、花王株式会社の負担とする。

(協議等)

第10条 この合意書に記載のない事項については、本件契約書の定めるところによる。

2 この合意書に疑義が生じたとき、又はこの合意書及び本件契約書に定めのない事項については、法令（春日井市の条例、規則及び訓令等を含む。）の定めるところによるもののほか、花王株式会社及び春日井市の協議により、定めるものとする。

この合意書締結の証として、合意書2通を作成して、各自その1通を保有する。

令和6年9月27日

東京都中央区日本橋茅場町一丁目14番10号
花王株式会社
代表取締役 社長執行役員 長谷部 佳

愛知県春日井市鳥居松町五丁目44番地
春日井市
代表者 春日井市長 石黒直樹

土地の表示

所在	地番	地目	地積 (㎡)
春日井市大泉寺町字大池下	290 番 260	宅地	641.18
春日井市大泉寺町字大池下	290 番 520	宅地	457.40
春日井市大泉寺町字大池下	290 番 515	宅地	15,898.32
春日井市大泉寺町字大池下	312 番 104	宅地	726.20
春日井市大泉寺町字大西	479 番 2	宅地	1,101.77
春日井市大泉寺町字大西	494 番 1	宅地	18,419.95
春日井市大泉寺町字大西	522 番 6	宅地	30.94
春日井市大泉寺町字大西	591 番 3	宅地	409.97
春日井市大泉寺町字大西	590 番 45	雑種地	328.00